

# 市・県民税の特別徴収税額の納期特例の承認申請書

( 年 月 日提出)

田辺市長 宛	申請者	住所又は所在地		担当者	
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名		電話	
		法人番号		特別徴収義務者指定番号	

地方税法第321条の5の2、第328条の5、田辺市税条例第40条、第55条の規定による市・県民税特別徴収税額の納期の特例の承認を受けたいので申請します。

申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額		人 員	支 払 給 与 額	臨時雇用がある場合	
				人 員	支 払 給 与 額
	年 月	人	円	人	円
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				

現に地方税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむをえない理由によるものであるときはその理由

申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

< 注意事項 >

- この承認を受けた場合は、承認の受けた日の属する月以降に支払う給与所得及び退職所得について特別徴収した市・県民税額を、次に掲げる支給期間ごとにとりまとめてそれぞれの納期限までに納付してください。

支 給 期 間	納 期
6月から11月までの支給分 (退職手当については4月から10月まで)	12月10日まで
12月から翌年5月までの支給分	6月10日まで

- 承認を受けた事務所等の従業員が常時10人以上となった場合は、遅滞なく届出なければなりません。この場合、その届出の日の属する期間以後の期間については、この承認は効力がなくなります。
- 従業員に転勤、退職等により異動が生じ、給与の支払を受けなくなった者がある場合には、従来のおり、その日の属する翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出しなければなりません。

※市役所処理欄	処理区分	却下の理由	発 議 令和 年 月 日				施 行 令和 年 月 日				
	承認 却下		決 裁	担当者	係 長	課 長		市 民 税 係 処 理	オンライン入力	処理日	
									リ ー ス ト 入 力	処 理 日	
			合 議	収 納 課					納 入 書 発 送	処 理 日	